

避難行動要支援者支援制度

災害時に人的被害の防止や軽減を図るため、自主防災会を始め、近隣の地域支援者、民生委員の協力により、避難誘導が速やかに実施できるよう、あらかじめ氏名、住所などの必要な事項を市に登録しておく制度です。

登録した後は、申請内容が登録台帳に登載され、自主防災会や民生委員に情報提供されます。

登録された方には、緊急連絡先やかかりつけの病院などの情報を入れておく緊急情報キットを差し上げます。

制度対象者

- ◆身体障害者・・・肢体不自由1級～3級
視覚障害1級、2級
聴覚障害2級
- ◆知的障害者・・・A判定
- ◆精神障害者・・・1級
- ◆ひとり暮らし高齢者
- ◆要介護3～5の在宅高齢者
- ◆上記に準ずる希望者

緊急情報キットについて

避難行動要支援者登録申請書のコピー等を入れて冷蔵庫に保管します。急病時や災害時に緊急情報キットの中の情報を見て、親族や主治医を確認します。

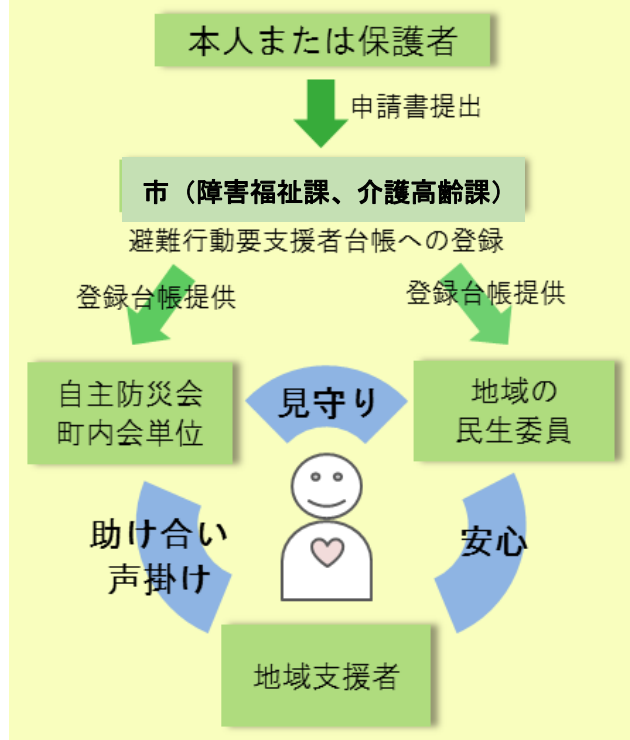


緊急情報キットは
冷蔵庫内にあります



緊急情報キットの目印
冷蔵庫や玄関ドア内側に貼ら
れています

避難行動要支援者支援制度



《用語の説明》

- 避難行動要支援者：災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への自力避難が困難で、第三者の支援が必要な方。
- 地域支援者：要支援者に対する普段からの見守りや、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく方。

※本制度は、登録者の安全が完全に確保されるものではありません。また、避難支援は義務ではありませんので、ご注意ください。

登録ご希望の方は介護高齢課または障害福祉課にご連絡ください

お問い合わせ	豊川市福祉部障害福祉課(障害者の申請に関すること)	電話89-2131
	福祉部介護高齢課(高齢者の申請に関すること)	電話89-2105
	危機管理課(自主防災会に関すること)	電話89-2194

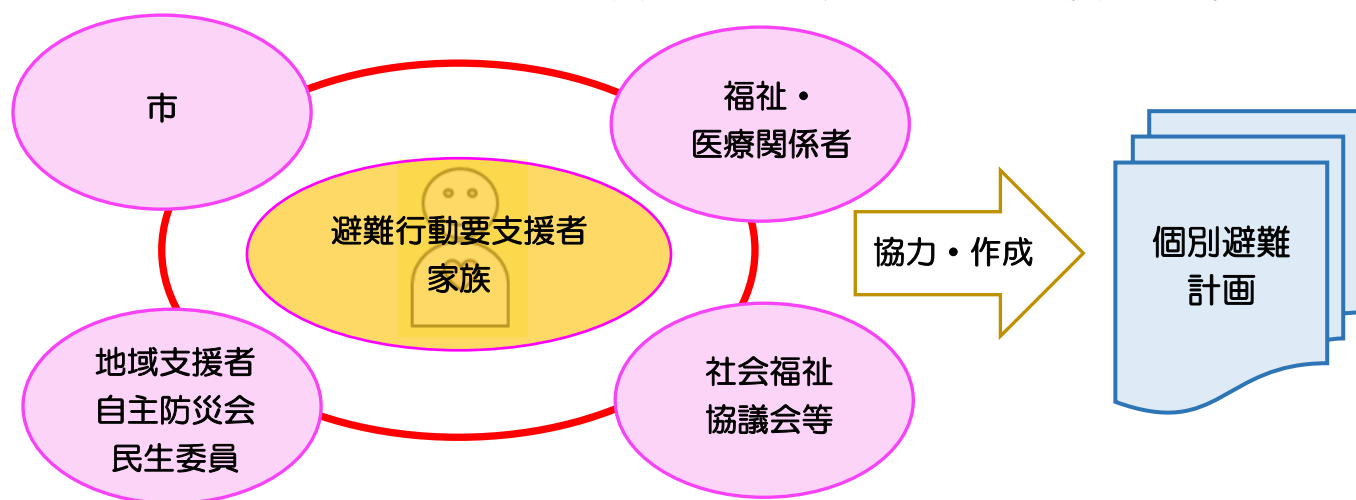
個別避難計画

1 概要

豊川市では、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して、ひとりひとりの避難支援のための計画である「個別避難計画」の作成をすすめています。

2 計画作成の考え方

計画作成については、市、福祉専門職(介護支援専門員・相談支援専門員)、自主防災会、民生委員、町内会等が連携する必要があると考えています。計画の作成は市から福祉専門職へ委託し、必要に応じて避難について対話・意見交換するための地域調整会議を開催し計画の内容を検討します。



3 今までの取り組み

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
作成地区	音羽中 御津南部小 桜木小	西部中 小坂井中 東部小 御津北部小	牛久保小 天王小 代田中 一宮中	豊川小 豊小、中部小 三蔵子小 金屋小、中部中 (R8.4.27現在)	
対象者数 (同意確認実施)	80	149	157	220	606
計画完成者数	41	59	66	63	229
避難訓練実施件数	1	5	3	3	12

4 令和8～10年度の主な取り組み・スケジュール

令和7年度までは、本人の状態や住居が風水害、土砂災害等の危険地域にある方から計画作成の優先度が高いと判定した方について、個別避難計画の作成を行いました。令和8～10年度については住居の場所等一部の要件を緩和して引き続き計画作成をすすめていきます。また、令和7年度までに同意確認で「不同意」の方についても、再度同意確認を行っていきます。

なお、昨年度まで作成地区で実施していた「DVDで学ぶ個別避難計画説明会」については実施しませんが、令和8年度から生涯学習まちづくり出前講座としてメニュー登録しましたので、ご希望の地区はお申し込みください。

(1) 令和8～10年度の個別避難計画作成対象者

区分	対象者	作成支援者
高齢者	避難行動要支援者名簿に登録があり、以下の条件に該当する方 〈要介護認定に関する条件〉要介護1以上 〈避難に関する条件〉：自ら避難することが困難	市 ケアマネジャー
障害者	避難行動要支援者名簿に登録があり、以下の条件に該当する方 〈手帳に関する条件：どれか1つに該当〉 ●身体障害者手帳 視覚障害1、2級・聴覚障害2級、肢体不自由1級～3級 ●療育手帳A判定 ●精神障害者保健福祉手帳1級 〈避難に関する条件〉：自ら避難することが困難	市 相談支援専門員
その他	避難行動要支援者名簿に登録があり、上記に該当しないものの市長が特に必要と認める方 (介護認定・障害者手帳の申請をしていないが、難病等により上記と同等の状態の方)	市・ケアマネジャー 相談支援専門員 包括・CSW

(2) 作成地区（中学校区）

令和8年度：御津中、小坂井中、西部中、代田中

令和9年度：音羽中、一宮中、東部中

令和10年度：金屋中、中部中、南部中

※ 過去に不同意の方についても、地区ごとに同意確認を行います

5 個別避難計画作成の流れ

①	②	③	④	⑤	⑥
福祉専門職 市	要支援者 福祉専門職	要支援者 福祉専門職 支援者(地域) 市	要支援者 福祉専門職 支援者(地域) 市	要支援者 福祉専門職 支援者(地域) 市	要支援者 福祉専門職 支援者(地域) 市
福祉専門職への作成依頼 対象者の意向確認	(避難方法等の検討) 要支援者との面談	地域支援者の選定	(避難方法等の確認) 地域調整会議 (課題の共有)	個別避難計画完成	避難訓練

福祉専門職に担当民生委員の連絡先を通知します（該当の方には事前に確認します）。

支援者が見つからない時に「誰か良い人はいませんか？」と相談させていただく場合があります。

出席をお願いする場合があります。

完成した計画を郵送します。適切な管理と平時からの見守りをお願いします。

協力や同席をお願いする場合があります。